

●償却資産（固定資産税）の申告をお願いします

☎ 伊奈庁舎税務課（内線 2301・2302）

固定資産税は、土地や家屋のほか、事業で使用することができる償却資産にも課税されます。償却資産とは、個人または法人で工場や商店などを経営している方が所有する、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具、備品などのことです。

償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在で所有する償却資産の状況について、資産の増減の有無や耐用年数にかかわらず、その年の1月31日までに申告することが法律で義務付けられています。

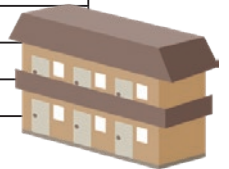
▶申告が必要な方：

○令和4年1月1日現在、市内で事業（駐車場やアパートなどの貸し付けを含む）を営んでいる個人または法人

○令和4年1月1日現在、市内で事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

▶償却資産の対象となるもの（主な業種別の例）：

共通	パソコン、コピー機、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備、太陽光発電設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車など
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍・冷蔵機付きを含む）、日よけなど
医（歯科）業・獣医業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器など
不動産貸付業	門扉、塀、緑化設備などの外構工事、受変電設備など
理容業・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど
農業	ビニールハウス・農耕用車両（小型特殊自動車を除く）など



▶申告期限：1月31日(月)

▶提出先；つくばみらい市役所伊奈庁舎税務課

▶申告方法：電子申告（e L T A X）または申告書などの提出（郵送可）による申告

▶提出物：償却資産申告書による申告の場合は、次の書類を提出してください。

○申告書 ○種類別明細書（全資産、増加資産用） ○種類別明細書（減少資産用）

※昨年度申告している方は、令和3年12月上旬に案内書などを送付しています。

なお、申告書などの様式は市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

▶備考：申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円未満のときは、課税されません。

※小型特殊自動車に該当する農耕作業用トレーラーについては、令和3年度から償却資産ではなく、軽自動車税（種別割）としての課税となるので、別途ナンバー登録のお手続きが必要となります。

●確定申告に使用できる証明書を発行します

☎ 伊奈庁舎介護福祉課（内線 4302）

証明書の発行申請は随時受け付けていますので、市ホームページの申請書を印刷し、郵送してください。

申請書の内容を確認次第、証明書を郵送します。申請書の印刷ができない場合、お電話いただければ申請書を郵送します。

※発行手数料はかかりません。対象者に該当するか不明な場合は、介護福祉課にお問い合わせください。

※申告期間中に証明書を使用する方は、前もって申請してください。

※令和3年度中に転入された方、または特別養護老人ホームなどの住宅地特例施設に入所されている方は、手続きが異なる場合がありますので、介護福祉課にお問い合わせください。

証明書名	対象となる税控除	対象者		確認する内容	持参品	交付
障害者控除対象者認定書 ※身体障害者手帳などをお持ちの方は不要	障害者控除 特別障害者控除	精神の状況	・常時介護を要する重度の障がいの状態 ・外出時のみ介護を要する障がいの状態	障がいの程度について介護認定記録など	無し	数日で郵送
		身体の状況	・6カ月以上臥床し、日常生活に支障のある寝たきりの状態 ・寝たきりの毎日で、寝込みがちの状態 ・歩行、起居動作が不自由で、外出困難な状態 ・外出可能であるが、介護を要する状態			
おむつ代に係る医療費控除 確認書	医療費控除	おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降かつ、介護認定を受けている方		介護認定に係る主治医意見書の記載内容 ※記載内容によっては、発行できない場合があります。		
介護保険料納付済証明書	社会保険料控除	65歳以上の方で介護保険料を普通徴収（納付書）で納めている方 ※特別徴収（年金天引）の方は年金機構からの源泉徴収票を申告時に提出してください。		対象年の1月から12月までの介護保険料の納付記録	身分証明書（保険証など）	窓口申請：即日 郵送：数日